

第81号議案

訴えの提起について

次のように訴えを提起するものとする。

平成30年12月3日提出

春日市長 井 上 澄 和

1 事件名 差押債権取立請求事件

2 訴訟当事者 原告 春日市

被告 東京都●●●●●●●●●●●●●●●●

A horizontal row of 15 solid black circular dots, evenly spaced, used as a decorative element or a visual separator.

3 訴えの要旨

(1) 被告は、原告に対し、金2,387,002円及びうち金1,487,558円に対する平成30年9月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

4 経過の概要

(1) 原告は、平成30年9月11日付けで、市税滞納者の滞納処分として、市税滞納者が被告に対して有する不当利得(過払金)返還請求権及び年5分の割合による債権差押通知書の到達日(即時に支払が履行されない場合は、支払日)までの利息の支払請求権の差押えを行った。なお、被告への債権差押通知書の到達日は、平成30

年9月13日である。

- (2) 原告は、平成30年9月28日、被告に対し、電話による支払の催告を行ったが、被告から支払の意思はないとの回答を受けた。
- (3) よって、原告は、訴えの要旨記載のとおりの判決及び仮執行宣言を求めて訴えを提起するものである。

提案理由

滞納市税を徴収するため、市税滞納者が第三債務者である被告に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、被告に対しそれらに係る支払を求めたが、履行期限までに支払がないため、差押債権取立請求の訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めるものである。